

令和元年度第1回 奈良県子どもの貧困対策会議 議事録

日 時：令和元年10月3日（木）

場 所：修徳ビル 地下1階中会議室

議事（1）

「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」に基づく
取組状況について

- － ①「経済的困難等を抱える子どもに関する指標」の状況について、事務局より説明 －
- － ②主な施策の取組状況について、こども家庭課、地域福祉課より説明 －

（農野会長）

ただいま説明があった内容について、何かご質問あるいはご意見ございませんでしょうか。

（阪口委員）

数字上のことで少しお聞きしたい。

資料1「生活保護、就学援助等困窮世帯の子ども」のところで、平成29年が20,214人ですか、減ってきていると書いていますが、奈良県の人口は、145万人をピークに、19年連続して減っており、現在134万人前後かと思えます。すると、実態として、人口比で見たら、生活保護や就学援助の数は減少しているのかどうか伺いたい。

2つ目は、2ページの「児童虐待相談対応件数」のところで、児童相談所の相談対応件数が非常に増えています。平成20年と平成30年で調査項目が一緒なのかどうか。調査項目が違えば、この数字等も変わってくるので、その調査項目をお聞きしたい。

3点目は、4ページの「スクールカウンセラーの配置率」のところで、100%とありますが、実際のスクールカウンセラーが1人で何校か抱えているのか。常勤では無いと思いますが、非常勤で何校か抱えているのか。毎日とは来ないと思いますが、非常勤であれば、給料も少ないのかと思うのですが、そのあたりの状況について、3点お聞きします。

（地域福祉課）

生活保護の推移について、奈良県の人口は減少していますが、保護率ということで見た場合、平成8年度に底をついて、それ以降はずっと上がってきたという状況がございます。平成27年度と平成28年度の両年度とも1.53%まで上がり、その後は、横ばい、ないし減少傾向にあります。奈良県の生活保護の動向としては、以上のような状況になっています。

（こども家庭課）

「児童虐待相談対応件数」につきましては、県の児童相談所で児童虐待として相談対応を行った数になりますので、調査項目ということではなく、実際に児童虐待として通告があった時に対応した件数です。

（生徒指導支援室）

スクールカウンセラーについて、中学校につきましては、平成27年度より全校配置しているところでございます。ただ、児童・生徒数によって、学校毎に配置時間数が違いまして、一番多いとこ

ろでも、学校がある 35 週です。この場合、毎週勤務となります。大体は、隔週、2週に1回の勤務状況になっています。なお、非常勤でございますので、カウンセラーの都合がつく限り、2校、3校、一番多い者は確か5校を担当しているかと思いますが、そのような形で複数校を担当しているという状況です。

(阪口委員)

2点目の児童虐待対応件数については、説明でわかりました。要するに、児童相談所が相談を行って虐待だと認識した数ではなく、対応した数という事で理解させていただきます。

スクールカウンセラーについては、多分スクールカウンセラーは資格があつて来られていると思うのですが、給与等の条件が悪いと、本当に実力のある人は来ないので、なかなか実態としてうまく機能するのかな、と考えております。

私自身、スクールカウンセラーとの対応も今までやっておりました。現場では、力のある人が来てくれると上手いきいますが、学校としては、対応するための会議など色々受け持たないといけないので、給与等の事も考えていただいて、スクールカウンセラーの充実をお願いしたいです。

全体としては、色々なテーマをきめ細かくやっていただいていますので、ここがいけないとかそういうことはございませんので、こちらもできるだけ協力していきたいと思っております。

(池田委員)

こども食堂の事で、ちょっとお聞きしたい。先程の説明では、49 団体把握されており、そのうち支援されているのが 16 件ということですがけれども、それ以外の団体は、支援等なしに運営等されているのか、その状況を伺いたい。

(こども家庭課)

平成 30 年度に支援を行ったのが 16 件で、平成 29 年度に新設された団体については、平成 29 年度に補助しております。

最初の1年間の開設運営に対する補助金以外に、資料には書いていないのですが、例えば朝食を始めた場合は朝食加算というものを設けております。奈良県産の食材を使った取組では、例えば、「クリスマスとか特別な日にちょっといいものを出してあげたいな」という場合についても補助金を新設に限らず補助しています。

(宇城委員)

ひとり親家庭の学習支援について、奈良市は県と同様に行っている。

奈良県が行っていた学習支援事業は、小さい子どもから大きな子どもまでを対象に行っていましたが、奈良市の事業は、中学校3年生だけになっていますので、県と中核市である奈良市さんと同じ程度の学習支援をしていただきたい。

黒飛先生が奈良県で行っていた事業が中止になった時に、佐保山荘へのボランティアとして、その後も同じふれあい会館で継続して下さっていて、多くの子どもたちが参加させていただいています。

しかし、奈良市に移ってから、中学3年生の子どもだけの受験対応とかという学習支援になってしまったので、県と同じような対象で、奈良市の学習支援も続けてほしいと希望しております。

(小西委員)

こども食堂についてお聞きしたい。現在、既に取り組んでいるこども食堂では、なかなか資金的にはしんどいというような事も言われていますので、そういう団体にも支援をしていただきたい。

その団体は、子どもに1食 200 円で運営されておられるそうですが、子どもが段々、増えてくると

資金が思ったより苦しいという話を聞いています。県も予算的に大変だと思いますが、手続きさえすれば助成いただけるものかどうか伺いたい。

(こども家庭課)

こども食堂の立ち上げの時の支援については、一年間を上限に実施していますが、その後、継続して運営していくための支援は今のところ行っていないのが現状です。

(小西委員)

県の社会福祉協議会の善意銀行からいただいたお金を、こども食堂の方に割り当てている支部もありますが、これは、あくまでも申請が上がってきからの話です。

(こども家庭課)

そのような民間の取組の情報等について、また、出ればお伝えしたいと思います。

(小西委員)

とりあえず、実施する場合は、少しばかりの支援があると理解していいのですね。

(こども家庭課)

その通りです。

(森本委員)

資料2の1ページ、一番上の「ひとり親家庭の子どもと生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等を一体的に実施」について、先程の大和郡山市と生駒市で小中高を対象にされていると説明がありましたが、これについて伺いたい。

実施場所について、市町村に対して補助されていますが、実際には、この学習支援は各小学校・中学校など、学校内で行われているのでしょうか。

もう一つは、例えば、放課後に学校内とかで行われているのであれば、そこに対象となる子どもは行くけれども、対象でない子どもは一緒に行けないので、小学校とかで「何であの子だけ行くのかな」等になってしまうのではないかというのが気になったのでお聞きしたいと思います。

(こども家庭課)

まず、大和郡山市は、毎週月曜日、大和郡山市の社会福祉会館で実施しています。そこで、学生を含めた学習のボランティアに、教えていただいています。

生駒市は曜日によって場所が違いますが、火、水、木の週3回で実施しており、火曜日が北コミュニティセンターはばたき、水曜日が南コミュニティセンターせせらぎ、木曜日が生駒市コミュニティセンターで実施しており、学校ではなく、学校から離れた場所で開催されています。

(黒飛委員)

大和郡山市は、私達が学生を集めて行っています。元々は小学校でやっていたのですが、「あそこに行ってるのは特別な子」だと分かってきて、段々、人が少なくなってくるという事態が起きました。生駒市は、どこからでも来られますが、特徴としては、施設の子が多いということになります。

だから、県や市としては、どう全体の人にまんべんなく来てもらうかということも、もう少し考えていただいたら良いのかなと思います。僕らは、今迄、行ってきたものを守るために、それぞれの形に対応していたのですが、人数が増えてくると対応能力が無くなるので、出来るところから精一杯

やるしかないという状況です。

(森委員)

「母子家庭の母等の就業支援事業」について、奈良県スマイルセンターと奈良労働局、ハローワークとで、日々連携していますが、スマイルセンターの就業相談等において、現在の雇用情勢は非常に人手不足の状況になっていると考えております。

その中で、時間的に許すのであれば、母子家庭のお母さんが労働時間を増やしていくという事が必要になりますが、今迄であればパート募集をされていた事業所が、正社員での募集に切り替えられるケースが、徐々に増えつつある状況でありますので、引き続き連携をさせてもらいながら支援をしていければと考えております。

(松本委員)

小学校の立場からお話しさせていただきますと、今、子ども達や保護者も、いろんな悩みを持っておられるというのが現状ですので、是非、スクールカウンセラーの配置、特に小学校ですが、この数字ではなく更に高くなるようにご努力いただけたらと思っています。

また、最初に阪口委員からもありましたが、スクールカウンセラーの力というのか、持っておられる人間的な魅力というのか、それによっても改めて相談件数が学校により、変わってくるというのは、実は事実です。男性か女性かという事だけでも変わってきますし、その方が柔らかくいろんな事を受け取っていただける方であれば更に、「今度のカウンセラーさんはいろんな事を聞いてくださる」ということで、また相談が増えてくるというのが実態です。

あと一つ、今、児童虐待の話が非常に多いです。県の小学校長会でも前回、このことが話題になり、学校としては、まだ十分、学校に戻すかどうか、家庭に戻すかどうか考えていただけないところにあるにも関わらず、子どもが帰ってくるという連絡を受けたということがありました。これについては、特に夏休み期間中であつたので、学校としてはどんな支援ができるのかということも、校長先生が非常に心配されていたということもありました。学校の現場において、児童虐待に関しては、色々と事件が起こったというのもあって、市の教育委員会も素早く対応していただいておりますが、今までに無い危機感を持っているところです。

(農野会長)

小学校は、やはり、多くの子どもたちのプラットホームと言いますか、地域の中で様々な子どもが必ず帰るところですので、小学校の先生方には、ご尽力いただいておりますが、今後ともご尽力いただきたいと思います。

今、委員の方々からご意見をいただきました。学校の面から、色々な問題意識をもってご説明いただいたと思います。特に、スクールソーシャルワーカーに関して、「つなぐ」ということ、あるいは「見つける」ということなどに、ものすごく力のある専門職だと思われまますので、出来ましたらスクールソーシャルワーカーも、より活きるように願っております。

支援というのは、必要な人を「見つける」、「つなぐ」、そして支援する人が集まっていった「広がる」、支援が「深まる」、ということです。

つまり、「見つける」「つなぐ」「広がる」「深まる」という支援の中で、多くの方に力を借りながら進めていけたらなと思っていますが、学習支援の中で先程、森本委員がおっしゃった、「なんでそこに行くの」みたいなこと、その支援のプロセスというのは、ある意味当事者の側からすると、どんどんと追い詰められるプロセスでもあります。そういうことも考えながら、「なんでそこに行くの」という、刻印づけというかスティグマというか、そういうものを付与することはなく、上手く「見つけ」、「つなぎ」、「広がり」、「深まる」ということを考え、誰かにしっかりと信頼関係で繋がっていただけたらと思うのですが、それが今いろんな場所で求められていると考えています。

もう一点、子ども食堂に関して、民間の取組の支援というお話がありました。国も内閣府をあげて、子供の未来応援基金を企業から募って、集めて、実施していたと思いますが、特に、そういう資金的なことについては、いろんな良い仕組みがあればと思います。

また、民間の取組、市町村ベースという形で今いろんな施策が展開している中で、その民間の取組や地域の方々の取組に対して、どんな支援をしないといけないのかといったことを考えていけないといけないという気がしています。特に、学習支援について、自治体の差があるのではないかという指摘もいただきました。住んでおられる地域によって差があるというのは、あまり良くないことですので、極力解消していただきたいと思います。

(農野会長)

資料の3ページ目、下から4番目の「社会的養護にかかる家庭的養護の推進」、里親支援事業について、これは国が示したA型、B型のうち、B型でしょうか。

(子ども家庭課)

A型ですね。県が事業を委託しているのはA型の方。一カ所委託しています。

(農野会長)

今、私は、大阪府の社会的養育に係る家庭的養育の推進に関する仕事をさせていただいております、里親支援機関は、A型が40ケース、40人ぐらいの里親家庭を見守るような仕組みだったと思いますが、将来的にどのくらい里親さんを増やしていくかということについては、里親支援機関が担当できるケース数が、一つの目安になるのではないかと思います。

(岡田委員)

奈良県では里親支援事業を委託されている施設や民間の施設は里親活動の支援に関して協力的で、サロンを各施設にまわってやられたり、社会的養護に関して県庁も含め、児童養護施設と里親会との連携、交流は深い方ではないのかなと思っています。

一時保護について、今、一時保護所が20人定員で、民間の一時保護が6名、一時保護委託をしているのは児童養護施設ということになる。

民間の、われわれ児童養護施設でも緊急の一時保護、一時保護委託は、かなりの件数になっているので、何か県としての方針等があればお伺いしたい。

(子ども家庭課)

岡田委員がおっしゃるように、一時保護件数は、特に昨年度から今年度にかけて、増えてきている状況にあります。ご存じの通り、児童養護施設や乳児院へ保護を委託するという件数もかなり増えています。そのような中で、例えば飛鳥学院のように、一時保護所としての機能を施設内に持たせるといった取組は施設の多機能化という中で、今後、直ぐには難しいと思いますが、そういうことも考えながら進めていただけたら有り難いと考えております。

(農野会長)

社会的養護にかかる子ども達は、施設を離れて自立をする時、色々な不利益をまだまだ担いがちです。里親さんの子どもも、同じように里親を巣立つ時、社会的不利益を背負ったままですと、若者の貧困に陥ってしまう可能性があります。

ですので、是非そういう若者の自立支援について、児童養護施設には非常にノウハウも資源もあるので、力を発揮していただきたい。こういう子どもは、18歳を超えて、しばらくの間非常に不安定な子ども達でもあると思いますので、そういう方に支援いただきたいと思います。

議事（２）

次期計画策定等スケジュールと内閣府の動向について

- － ①「(仮称) 第2次経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」の改定スケジュール
- ②「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正について
- ③子どもの貧困対策に関する有識者会議（内閣府）の提言について、

事務局より説明 ー

（農野会長）

只今、法改正をはじめ、様々な国の動向、今後の本会議のスケジュールについて、説明いただきましたが、委員の方々、何かご質問ございませんでしょうか。

スケジュールに関しては、これで進めてよろしいでしょうか。

国の動向などを踏まえながら、次期の計画を考えて行かないといけないのですが、只今、説明いただきました国の有識者会議が示している別添資料の「子どもの貧困に関する指標」について、今回、有識者会議で見直されたところは赤字のところ。赤字のところは、「高等学校中退者数」、「新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況」、「給付型奨学金の利用者数」、「滞納経験」、「困窮経験」、「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合」、「ひとり親家庭で養育費の取り決めをしている割合」、そして「ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合」の7つです。

養育費の徴収に関しては明石市が、一歩踏み込んだ対策を打とうと考えておられるようです。ヨーロッパなどの外国をみると養育費をもらっている方が多いほど、子どもの貧困率が低いというデータがあって、国も「養育費をしっかりともらいましょう」と言っています。民法で離婚しても共同親権でと言う話が出ておりますが、委員の方々、何か質問ございませんか。今回、第2次計画に盛り込むような視点が浮かび上がれば良いと思うのですが、ご意見ございませんか。

特に、今回、子どもの権利条約の精神に則りということ、子どもの意見が尊重されるようになっていきます。どれだけ地域の中で子どもの声を拾い上げられるかが、大事なところだと考えております。

また、「子どもの貧困対策に関する有識者会議」の報告書の1ページ目の下から4行目に、『子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに』という文章がございます。子どもの将来だけでなく、現在の生活等に向けて、対策を総合的に推進するために、2ページ目の上から5行目にも『現在から将来にわたる子どもの貧困の解消に向け』た形ということで、「現在」と「将来」というワードをどのように考えるかということ、国の委員に聞いてみようと思っております。

今の生活の中で、子どもが色々な不利益を被っている状況を早く解消するために、現在の取組を進めることも大事ですが、子どもが将来にわたって安定した幸せな暮らしを展開できることを考えると、子どもが18歳を超えても、何らかの支援が必要ではと思われまので、そういう方々の将来を視野に入れるのかどうかということを考える必要があると思わせる文章ですが、委員の方々いかがでしょうか。どんなことでも結構ですので、何かご意見ございませんか。

（阪口委員）

先程から里親の話が出ています。子どもの貧困対策のあり方について、10ページの若干上に、里親委託の解除後の子ども達のこととかが触れられていますが、色々なところを読んでいて、日本の場合は里親委託率が低いと思います。ヨーロッパやオーストラリアなどでも進んでいます。

私自身、以前、里親の団体、県の担当者と話し合いを行ったことがあります。国から地方自治体に里親を増やすよう要請があったと思います。奈良県は、他の地方自治体と比べ、その率はどうかということ、厚生省も里親を増やすために、補助金等の増額をしているか、そのあた

りを伺いたい。

特に、里親委託率をどう上げるのかということは記載されていないので、それを書いてほしいということではないのですが、ちょっと思慮を深めておくために、質問いたします。

(こども家庭課)

奈良県の里親の委託率につきましては、平成 29 年度末で 18%、年齢に分けてではなく0歳から 18 歳まですべて含めて 18%となっております。そして、委員お述べの通り、国からは非常に高い委託率を求めておられます。学童期以降は 50%、乳幼児で 75%というような高い率を求めておられますが、奈良県では、それは非常にハードルが高いなという考え方を持っております。

先程、会長からも子どもの権利条約を踏まえてという話もございましたけれども、真に子どもの最善の利益を考えたときに、里親委託がいいのか、施設養育がいいのか広く選択できるような環境を整えていくのが、県の役割と考えておりますので、奈良県の「奈良らしい計画策定」、「里親委託率」というものを設定できたらと思います。

(農野会長)

里親さんに関して、確かに諸外国は非常に委託率が高く、特に、前提として養子縁組がほとんどできる法的な枠組みのある国は、里親の委託率が非常に高いです。しかし、そのような里親に対する歴史のある国は、「みんなで子どもさんを育ててあげましょうね」という意識が、「よその家の子どもを育てるのはあたりまえ」のような風土が長い歴史のなかでございます。

アメリカのある州では、養子縁組にも3パターンあります。1つ目は、オーブンド・アダプションですが、要するに、開かれた里親であり、産みの親も育ての親もお互い交流し、子どもも、どっちも行き来して非常にオープンな枠組みです。2つ目のセミ・オーブンドは、ちょっとだけオープンということですから、ソーシャルワーカーが間に入って、そして調整をしながら、育ての親と産みの親と会ったりする枠組みです。最後に、クローズドは、産みの親のことをほとんど知らされない中で、養子縁組をして育てる枠組みです。

そういうことから考えると、今の日本の養子縁組は、ほとんどクローズドです。また、その里親にしても、よその家の子どもさんを預かって育てることが、その地域の中で「えらいね」で終わってしまうのか、もっと「みんなで子どもさん育ててあげようよ」という気風が大事なのかなという気がします。

(農野会長)

今後、国の出方を見ながら、この会議で固めていけないといけないのですが、県の計画策定とほぼ同時進行で国が動いているという流れになります。ですので、また、国の動向をお知らせいただきながら、進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議事（3）

「子どもの生活に関する実態調査」について

- － ①調査の概要
- ②ひとり親世帯等に対するアンケート調査
- ③小中学生の子がいる世帯に対するアンケート調査について、事務局より説明 ー

（農野会長）

只今の説明に関しまして、何かご質問やご意見はありませんか。

（黒飛委員）

参考になるかわかりませんが、私がずっと関わってきたなかで、いろいろ感じたことです。私は、元々、補習塾的な学習塾を別に行っておりますが、NPO法人としては無償であったり、県の委託事業として行ったり、学校で出前授業をするなどの区別をしています。「学校が学習塾を応援するのか」というような色々な意見があったときに、支援が止まってしまうなどのハードルがあるので、分離をして行っております。

生活困窮家庭やひとり親家庭の学習支援を始めた時に、お母さん方の不安は、「週に1回じゃなくて週に2回にならへんの」という声が圧倒的に多かったです。学習塾は週に2回がベースです。少なくとも英数国を教える時に、2時間で週2回やれば、何とか周りと同じような、「うちの子は世間と比べても最低限のことはできてる」ということが出来ますが、週1回では無理です。

おまけに、中3になってアルファベット、分数はできませんといった子が学習塾に行けば、集団一斉学習についていけません。個別のところは月謝がものすごく高く通わずのは無理です。諦めないよう、学習支援ボランティアの組織として、僕らもNPOを運営しています。そういう人に対しては、月謝額は応相談で個別に対応します。学習塾自体でも行っていますが、それでも半額はいただいています。その学習支援運営組織が集める学生の数によりますが、無償の学習支援組織か学習塾(個別も含む)かどちらかを選ぶという時に、ものすごい苦肉の選択をされる。「もう中3になるので、一万円くらいなら月謝を払ってもいい。」という人もいらっしゃる一方で、「抱っこしてもらっただけでいい、勉強はいい。ずっとしゃべってもらっているだけでいい」というニーズもある。

そこに、学習成果を上げようと思っている子が来た場合には、両立できないです。時間を変えたり、場所を変えたり、いろんなニーズを、ちゃんと調整しないとイケません。例えば、NPO法人でも構わないので、指定した団体が、どこかの公民館で学習ボランティアを募集して、学習支援組織を作る。その組織の中心になるプロの教える人は、就職先としては非常に低収入になるかもしれないが、県や市町村が給与等経済面の支援をする。学校の教師になれなくても、全ての児童生徒に学習支援の手を差し伸べたいという夢を持っている人が一杯いる中で、彼らを公的に認めた色々な体系の学習支援組織ができてほしい。

「この公民館で週に1回授業しますよ」、「ここでは週2回の授業が受けられますが、月謝が発生しますよ。」「最低これだけの学習環境は保証しますよ」と。そこにボランティアを集めて、それぞれの特色に合ったサービスを行うような仕組みを一方でつくる。

もう一方は、そういう学習支援よりも、こども食堂とくっつけても良いようなものです。とにかく温かいご飯を食べて、話を聞いてもらって、そこで抱っこしてもらって、「ああ良かった。また行きたい。また遊んでほしい。そのついでに勉強もちょっと見てもらって嬉しい。」とを感じるようなものです。

これは、月1回でも十分に効果があるかもしれませんが、それは、単なる学習支援とはまた違うものです。それに対して、「こういう支援組織を少なくとも何個つくろう」、「こういうものも必要やから何個つくっていい」と、しっかり計画をたてたほうが良いと思います。ニーズが全部違うので、週に2回なら、これだけのお金を受益者に負担してもらおうが、一番学習塾に近い形の学習支援と週に1回でも支援したらすごく伸びる子も沢山いるので、無料で週1回見てもらえる学習支援が考えられ

ます。その段階をちゃんと踏まえて、週2回以上という一番贅沢なサービスを受ける場合には、保護者にも負担をしてもらいながら、一般の塾に比べて安く行ける。無料でも週1回の学習支援サービスなら受けるところがある。まずは心を開くために遊んでもらったり話を聞いてもらったりする、そのついでに学習支援もしてもらえという段階がある。「もううちの子が受けたい支援団体を見つけることは絶対無理」という思いはしないようにということが大事です。そういういろんな段階で、「ここまでなら月謝を払えるが、どうしても子どものために他の人と同じようなサービスを受けさせてやりたいんだ」とか、「無償なら週1回でもすごくありがたい。」「心の支えになる大人にしっかり接してほしい。」などそれぞれ違うニーズをもって悩んでいらっしゃるところが非常に多いです。それぞれの違いを把握していただけたらと思います。

(松本委員)

中身の細かいことについては、もう考えていただいていますので、お話を聞きながら、実際に学校現場でこのようなアンケートが実施されているのだなと、改めて思いました。それから、出てきた結果がどのように結びついていくのかということが、短い時間の中で、なかなか見え辛かったので、また、時間がある時に聞かせていただけるとありがたいと思しました。

(農野会長)

次回の会議では、このアンケートの結果をお示しいただき、またそこでいろいろな観点から、ご議論いただくことになると思しますので、よろしく願います。

特に、質問、ご意見などございませんか。

それでは、今日の議案をこれで終わりとさせていただきます。